

令和2年5月8日	
所 属	感染症対策担当
所属長	田原 正規
電 話	06-4869-3062

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（20 例目）最終報

4月8日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（20 例目）について、症状が改善し、退院基準*を満たしたことから、5月3日に県内宿泊療養施設から退所されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者の概要

- (1) 年 代：30 歳代
- (2) 性 別：男性
- (3) 居住地：尼崎市
- (4) 職 業：会社員
- (5) 症状、経過

3月30日 発熱、倦怠感あり

3月31日 市内A医療機関を受診

4月 3日 微熱が継続しているため、再度、市内A医療機関を受診

4月 7日 尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取

4月 8日 PCR検査陽性確定。容体は安定

4月 9日 尼崎市内感染症指定医療機関に入院

4月14日 尼崎市内感染症指定医療機関から県内宿泊療養施設に入所

5月 3日 県内宿泊療養施設を退所

- (6) 行動歴

3月30日以降、自宅で過ごす。

- (7) 濃厚接触者の有無

同居人は、4月9日発表尼崎市21例目の患者のみ（県内宿泊療養施設を5月3日に退所）。

その他濃厚接触者はなし。

- (8) その他

大阪府発表369例目患者と接触歴あり。

通勤は電車。通勤中はマスクを常に着用。海外への渡航歴なし。

※退院基準(令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号(抜粋))

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。